

平成 31 年 2 月 1 日

平成31年登米市議会定例会 2 月 定期議会 提案理由説明書

登 米 市 議 会

議員 番

報告第1号	損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告について
-------	--------------------------------

本件は、交通事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

議案第1号	平成30年度登米市一般会計補正予算（第6号）
議案第2号	平成30年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
議案第3号	平成30年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第4号	平成30年度登米市介護保険特別会計補正予算（第5号）
議案第5号	平成30年度登米市土地取得特別会計補正予算（第4号）
議案第6号	平成30年度登米市下水道事業特別会計補正予算（第4号）
議案第7号	平成30年度登米市宅地造成事業特別会計補正予算（第4号）
議案第8号	平成30年度登米市水道事業会計補正予算（第3号）
議案第9号	平成30年度登米市病院事業会計補正予算（第6号）
議案第10号	平成30年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第4号）

本案は、議案第1号平成30年度登米市一般会計補正予算（第6号）から議案第10号平成30年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第4号）までについて、各種会計予算の補正を行うものであります。

一般会計については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ540万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ550億6,744万円とするものであります。

その主な内容として、歳出では、生活保護費4,123万円、病院事業会計への繰出金2億3,703万円などを増額する一方、国民健康保険特別会計への繰出金3,356万円、長沼ボート場クラブハウス整備事業9,551万円などを減額して計上しております。

歳入では、固定資産税の増から市税を1億円、地方交付税4億9,541万円、前年度繰越金5億5,244万円などを増額する一方、財政調整基金など基金繰入金9億9,137万円、市債4億460万円などを減額して計上しております。

また、継続費補正として変更3件、繰越明許費補正として追加14件、債務負担

行為補正として追加 78 件、地方債補正として追加 3 件、廃止 1 件、変更 15 件を計上しております。

特別会計については、国民健康保険特別会計の歳出で一般被保険者保険税還付金 390 万円などの増額と債務負担行為補正として追加 1 件を、後期高齢者医療特別会計の歳出で後期高齢者医療広域連合納付金 960 万円などの減額と債務負担行為 1 件を、介護保険特別会計の歳出で保険給付費 2 億 2,826 万円などの減額と債務負担行為 4 件を、土地取得特別会計の歳出で土地開発基金への繰出金 2 万円の増額などを計上しております。

下水道事業特別会計の歳出では、下水道施設整備費 7,743 万円などの増額と繰越明許費 2 件、債務負担行為補正として追加 1 件、地方債補正として変更 3 件を、宅地造成事業特別会計の歳出で企業用地造成事業費 1 万円の減額と継続費補正として変更 1 件、繰越明許費 1 件を計上しております。

企業会計については、水道事業会計で、配給水施設整備事業 3 億 619 万円などを減額するほか、債務負担行為補正として追加 2 件を、企業債補正として変更 4 件を計上しております。

病院事業会計では、医業収益 5 億 6,561 万円、医業費用 7,928 万円などの減額と、医業外収益 2 億 3,278 万円などを増額するほか、継続費補正として変更 1 件、債務負担行為補正として追加 4 件を計上しております。

老人保健施設事業会計では、事業収益 2,180 万円、事業費用 188 万円の減額などのほか、債務負担行為として追加 1 件を計上しております。

議案第 11 号	平成 31 年度登米市一般会計予算
議案第 12 号	平成 31 年度登米市国民健康保険特別会計予算
議案第 13 号	平成 31 年度登米市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 14 号	平成 31 年度登米市介護保険特別会計予算
議案第 15 号	平成 31 年度登米市土地取得特別会計予算
議案第 16 号	平成 31 年度登米市下水道事業特別会計予算
議案第 17 号	平成 31 年度登米市宅地造成事業特別会計予算
議案第 18 号	平成 31 年度登米市水道事業会計予算
議案第 19 号	平成 31 年度登米市病院事業会計予算
議案第 20 号	平成 31 年度登米市老人保健施設事業会計予算

(別冊)

議 案 第 21 号	登米市立学寮条例を廃止する条例について
------------	---------------------

本案は、施設設備の老朽化及び少子化や社会情勢の変化による入寮者の減少に伴い、登米市立仙台学寮を閉寮するため、本条例を廃止するものであります。

議 案 第 22 号	登米市福祉作業所条例を廃止する条例について
------------	-----------------------

本案は、豊里福祉作業所工房なかま及び南方福祉作業所あやめ園を、社会福祉事業を目的とする社会福祉法人に無償譲渡するため、本条例を廃止するものであります。

議 案 第 23 号	登米市歴史資料館等における共通観覧券の発行に関する条例の制定について
------------	------------------------------------

本案は、共通観覧券の発行により歴史資料館等の利用を促進するため、本条例を制定するものであります。

議 案 第 24 号	登米市立学校設置条例の一部を改正する条例について
------------	--------------------------

本案は、市立幼稚園及び保育所の再編統合による教育と保育の一体的な提供を目的に、東佐沼幼稚園を廃止し民営による認定こども園に移行するため、本条例の一部を改正するものであります。
(新旧対照表 9 ページ)

議 案 第 25 号	登米市歴史資料館条例の一部を改正する条例について
------------	--------------------------

本案は、(仮称)新登米懐古館の整備に伴い、設置位置を変更するとともに併せて観覧料等を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。
(新旧対照表 10 ページ)

議案第26号	登米市保育所設置条例の一部を改正する条例について
--------	--------------------------

本案は、市立幼稚園及び保育所の再編統合による教育と保育の一体的な提供を目的に、迫中江保育所を廃止し民営による認定こども園に移行するため、本条例の一部を改正するものであります。
(新旧対照表 18 ページ)

議案第27号	登米市児童厚生施設条例の一部を改正する条例について
--------	---------------------------

本案は、少子化や子どもの生活環境の変化等による施設利用頻度の減少等に伴い、登米金沢山児童遊園及び豊里白鳥児童遊園を廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。
(新旧対照表 19 ページ)

議案第28号	登米市下水道条例の一部を改正する条例について
議案第29号	登米市農業集落排水事業条例の一部を改正する条例について

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 85 号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 86 号）が平成 28 年 11 月 28 日から施行され、消費税及び地方消費税の税率が平成 31 年 10 月 1 日から引き上げられるため、本条例の一部を改正するものであります。
(新旧対照表 21 ページ、22 ページ)

議案第30号	登米市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
--------	---------------------------

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 85 号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 86 号）が平成 28 年 11 月 28 日から施行され、消費税及び地方消費税の税率が平成 31 年 10 月 1 日から引き上げられること、また、学校教育法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 41 号）及び技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年文部科学省令第 45 号）が平成 31 年 4 月 1 日に施行されること

に伴い、新たな学校制度が創設されるため、本条例の一部を改正するものであります。
(新旧対照表 23 ページ)

議案第 31 号	登米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
----------	---

本案は、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（平成 30 年厚生労働省令第 15 号）が平成 31 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、放課後児童支援員の資格要件が追加されるため、本条例の一部を改正するものであります。
(新旧対照表 27 ページ)

議案第 32 号	登米市誕生祝金条例の一部を改正する条例について
----------	-------------------------

本案は、誕生祝金の支給対象に第 1 子及び第 2 子を追加するため、本条例の一部を改正するものであります。
(新旧対照表 28 ページ)

議案第 33 号	指定管理者の指定について（登米市有機センター）
議案第 34 号	指定管理者の指定について（石越高森公園（愛称名 チャチャワールドいしこし））

本案は、議案第 33 号指定管理者の指定（登米市有機センター）及び議案第 34 号指定管理者の指定（石越高森公園（愛称名 チャチャワールドいしこし））について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び各施設の設置条例の規定により、その管理を行わせる団体を指定するに当たり、同法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 35 号	市道路線の認定について
----------	-------------

本案は、新田駅前線ほか 48 路線の市道路線認定を行うに当たり、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 36 号	市道路線の廃止について
----------	-------------

本案は、大網上 5 号線ほか 21 路線の市道路線廃止を行うに当たり、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものがあります。

議案第 37 号	平成 30 年度登米市病院事業会計資本剰余金の処分について
----------	-------------------------------

本案は、他会計負担金をもって貸し付けた奨学金に係る償還免除引当金の計上により発生する損失について、他会計負担金を源泉とする資本剰余金をもって補填するため、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

登米市立学校設置条例 新旧対照表

改 正 案	現 行																																														
第1条 (略) (名称及び位置) 第2条 (略) (1)・(2) (略) (3) 幼稚園 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新田幼稚園</td><td>登米市迫町新田字山崎259番地 4</td></tr> <tr> <td>北方幼稚園</td><td>登米市迫町北方字富永109番地 2</td></tr> <tr> <td>中田幼稚園</td><td>登米市中田町宝江新井田字要害 3 番地 1</td></tr> <tr> <td>豊里幼稚園</td><td>登米市豊里町小口前41番地 1</td></tr> <tr> <td>米山東幼稚園</td><td>登米市米山町字桜岡鈴根11番地 1</td></tr> <tr> <td>米山西幼稚園</td><td>登米市米山町中津山字清水24番地 1</td></tr> <tr> <td>石越幼稚園</td><td>登米市石越町北郷字長根136番地</td></tr> <tr> <td>南方幼稚園</td><td>登米市南方町山成95番地 6</td></tr> <tr> <td>東郷幼稚園</td><td>登米市南方町堂池218番地 1</td></tr> <tr> <td>つやま幼稚園</td><td>登米市津山町柳津字形沼 9 番地 2</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	新田幼稚園	登米市迫町新田字山崎259番地 4	北方幼稚園	登米市迫町北方字富永109番地 2	中田幼稚園	登米市中田町宝江新井田字要害 3 番地 1	豊里幼稚園	登米市豊里町小口前41番地 1	米山東幼稚園	登米市米山町字桜岡鈴根11番地 1	米山西幼稚園	登米市米山町中津山字清水24番地 1	石越幼稚園	登米市石越町北郷字長根136番地	南方幼稚園	登米市南方町山成95番地 6	東郷幼稚園	登米市南方町堂池218番地 1	つやま幼稚園	登米市津山町柳津字形沼 9 番地 2	第1条 (略) (名称及び位置) 第2条 (略) (1)・(2) (略) (3) 幼稚園 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>東佐沼幼稚園</u></td><td><u>登米市迫町佐沼字錦108番地</u></td></tr> <tr> <td>新田幼稚園</td><td>登米市迫町新田字山崎259番地 4</td></tr> <tr> <td>北方幼稚園</td><td>登米市迫町北方字富永109番地 2</td></tr> <tr> <td>中田幼稚園</td><td>登米市中田町宝江新井田字要害 3 番地 1</td></tr> <tr> <td>豊里幼稚園</td><td>登米市豊里町小口前41番地 1</td></tr> <tr> <td>米山東幼稚園</td><td>登米市米山町字桜岡鈴根11番地 1</td></tr> <tr> <td>米山西幼稚園</td><td>登米市米山町中津山字清水24番地 1</td></tr> <tr> <td>石越幼稚園</td><td>登米市石越町北郷字長根136番地</td></tr> <tr> <td>南方幼稚園</td><td>登米市南方町山成95番地 6</td></tr> <tr> <td>東郷幼稚園</td><td>登米市南方町堂池218番地 1</td></tr> <tr> <td>つやま幼稚園</td><td>登米市津山町柳津字形沼 9 番地 2</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	<u>東佐沼幼稚園</u>	<u>登米市迫町佐沼字錦108番地</u>	新田幼稚園	登米市迫町新田字山崎259番地 4	北方幼稚園	登米市迫町北方字富永109番地 2	中田幼稚園	登米市中田町宝江新井田字要害 3 番地 1	豊里幼稚園	登米市豊里町小口前41番地 1	米山東幼稚園	登米市米山町字桜岡鈴根11番地 1	米山西幼稚園	登米市米山町中津山字清水24番地 1	石越幼稚園	登米市石越町北郷字長根136番地	南方幼稚園	登米市南方町山成95番地 6	東郷幼稚園	登米市南方町堂池218番地 1	つやま幼稚園	登米市津山町柳津字形沼 9 番地 2
名称	位置																																														
新田幼稚園	登米市迫町新田字山崎259番地 4																																														
北方幼稚園	登米市迫町北方字富永109番地 2																																														
中田幼稚園	登米市中田町宝江新井田字要害 3 番地 1																																														
豊里幼稚園	登米市豊里町小口前41番地 1																																														
米山東幼稚園	登米市米山町字桜岡鈴根11番地 1																																														
米山西幼稚園	登米市米山町中津山字清水24番地 1																																														
石越幼稚園	登米市石越町北郷字長根136番地																																														
南方幼稚園	登米市南方町山成95番地 6																																														
東郷幼稚園	登米市南方町堂池218番地 1																																														
つやま幼稚園	登米市津山町柳津字形沼 9 番地 2																																														
名称	位置																																														
<u>東佐沼幼稚園</u>	<u>登米市迫町佐沼字錦108番地</u>																																														
新田幼稚園	登米市迫町新田字山崎259番地 4																																														
北方幼稚園	登米市迫町北方字富永109番地 2																																														
中田幼稚園	登米市中田町宝江新井田字要害 3 番地 1																																														
豊里幼稚園	登米市豊里町小口前41番地 1																																														
米山東幼稚園	登米市米山町字桜岡鈴根11番地 1																																														
米山西幼稚園	登米市米山町中津山字清水24番地 1																																														
石越幼稚園	登米市石越町北郷字長根136番地																																														
南方幼稚園	登米市南方町山成95番地 6																																														
東郷幼稚園	登米市南方町堂池218番地 1																																														
つやま幼稚園	登米市津山町柳津字形沼 9 番地 2																																														

登米市歴史資料館条例 新旧対照表

改 正 案	現 行																								
第1条 (略) (名称及び位置) 第2条 歴史資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登米懐古館</td><td><u>登米市登米町寺池桜小路72番地 6</u></td></tr> <tr> <td>警察資料館</td><td>登米市登米町寺池中町 3 番地</td></tr> <tr> <td>教育資料館</td><td>登米市登米町寺池桜小路 6 番地</td></tr> <tr> <td>水沢県庁記念館</td><td><u>登米市登米町寺池桜小路 1 番地 5</u></td></tr> <tr> <td>伝統芸能伝承館</td><td>登米市登米町寺池上町42番地</td></tr> </tbody> </table> <u>(職員)</u> 第3条 <u>歴史資料館に、館長その他の職員を置くことができる。</u> <u>(休館日)</u> 第4条 <u>歴史資料館の休館日は、12月28日から翌年の1月4日までとする。</u> <u>2 登米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、特に必要と認めるときは、前項に規定する休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。</u> <u>(開館時間)</u> 第5条 <u>歴史資料館の開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、伝統芸能伝承館の施設（以下「伝承館」という。）の使</u>	名称	位置	登米懐古館	<u>登米市登米町寺池桜小路72番地 6</u>	警察資料館	登米市登米町寺池中町 3 番地	教育資料館	登米市登米町寺池桜小路 6 番地	水沢県庁記念館	<u>登米市登米町寺池桜小路 1 番地 5</u>	伝統芸能伝承館	登米市登米町寺池上町42番地	第1条 (略) (名称及び位置) 第2条 歴史資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登米懐古館</td><td><u>登米市登米町寺池桜小路103番地の 9</u></td></tr> <tr> <td>警察資料館</td><td>登米市登米町寺池中町 3 番地</td></tr> <tr> <td>教育資料館</td><td>登米市登米町寺池桜小路 6 番地</td></tr> <tr> <td>水沢県庁記念館</td><td><u>登米市登米町寺池桜小路 1 番地の 5</u></td></tr> <tr> <td>伝統芸能伝承館</td><td>登米市登米町寺池上町42番地</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	登米懐古館	<u>登米市登米町寺池桜小路103番地の 9</u>	警察資料館	登米市登米町寺池中町 3 番地	教育資料館	登米市登米町寺池桜小路 6 番地	水沢県庁記念館	<u>登米市登米町寺池桜小路 1 番地の 5</u>	伝統芸能伝承館	登米市登米町寺池上町42番地
名称	位置																								
登米懐古館	<u>登米市登米町寺池桜小路72番地 6</u>																								
警察資料館	登米市登米町寺池中町 3 番地																								
教育資料館	登米市登米町寺池桜小路 6 番地																								
水沢県庁記念館	<u>登米市登米町寺池桜小路 1 番地 5</u>																								
伝統芸能伝承館	登米市登米町寺池上町42番地																								
名称	位置																								
登米懐古館	<u>登米市登米町寺池桜小路103番地の 9</u>																								
警察資料館	登米市登米町寺池中町 3 番地																								
教育資料館	登米市登米町寺池桜小路 6 番地																								
水沢県庁記念館	<u>登米市登米町寺池桜小路 1 番地の 5</u>																								
伝統芸能伝承館	登米市登米町寺池上町42番地																								

用については、午後10時までとする。

2 教育委員会は、特別の事情があるときは、前項に規定する開館時間を変更することができる。

(観覧料)

第6条 歴史資料館の展示品を観覧しようとする者は、別表に定める観覧料を市長に納付しなければならない。

(入館の制限)

第7条 教育委員会は、歴史資料館の展示品を観覧しようとする者又は当該展示品を観覧する者（以下「入館者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 他の入館者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。

(2) その他歴史資料館の管理上支障があるとき。

(利用許可)

第8条 伝承館を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 教育委員会は、伝承館を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、許可しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 伝承館又はその設備を毀損するおそれがあるとき。

(3) その他伝承館設置の目的に反するとき。

(利用許可の取消し等)

第9条 教育委員会は、前条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）がこの条例及びこの条例に基づく規則等に違反したときは、その利用の許可を取り消し、又はその利用を停止することができる。

(使用料)

第10条 利用者は、別表に定める使用料を市長に前納しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(観覧料等の還付)

第11条 既納の観覧料及び使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(損害賠償)

第12条 歴史資料館の展示品、施設、設備等を汚損し、毀損し、又は滅失して市に損害を与えた者は、これを原状に回復し、又は教育委員会が認定する額を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない事由があると認めたときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第13条 教育委員会は、歴史資料館の管理運営上必要と認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に当該歴史資料館の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により歴史資料館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を受けて、休館日及び開館時間を変更することができる。

3 第7条から第9条までの規定は、第1項の規定により歴史資料館の管理を指定管理者に行わせる場合に準用する。この場合において、これらの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の業務)

第14条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 歴史資料館の入館及び利用許可に関する業務

(指定管理者による管理)

第3条 歴史資料館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第4条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 歴史資料館の利用の許可に関する事務

(2) 歴史資料館の料金の徴収に関する業務

(3)・(4) (略)

(指定管理者が行う管理の基準)

第15条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他教育委員会が定めるところに従い、歴史資料館の管理を行わなければならない。

(2) 歴史資料館の利用に係る利用料金に関する業務

(3)・(4) (略)

(指定管理者が行う管理の基準)

第5条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、歴史資料館の管理を行わなければならない。

(休館日)

第6条 歴史資料館の休館日は、12月28日から翌年の1月4日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、休館日を変更することができる。

(開館時間)

第7条 歴史資料館の開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、伝統芸能伝承館の施設（以下「伝承館」という。）の利用については、午後10時までとする。

2 指定管理者は、特別の事情があるときは、市長の承認を得て前項に規定する開館時間を変更することができる。

(利用許可)

第8条 伝承館を利用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 指定管理者は、伝承館を利用しようとするものが次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、許可しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 伝承館又はその設備をき損するおそれがあるとき。

(3) その他伝承館設置の目的に反するとき。

(利用許可の取消し等)

第9条 指定管理者は、前条第1項の許可を受けたもの（以下「利用者」

(利用料金)

第16条 第13条第1項の規定により歴史資料館の管理を指定管理者に行わせる場合において、入館者又は利用者は、観覧料又は使用料（以下これらを「利用料金」と総称する。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める額（以下「基準額」という。）に100分の50を乗じて得た額から基準額 までの範囲内において、市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 (略)

(利用料金の還付)

第17条 (略)

(利用料金の減免)

第18条 (略)

という。）がこの条例及びこの条例に基づく定めに違反したときは、その利用の許可を取り消し、又はその利用を停止することができる。

(利用料金)

第10条 歴史資料館の展示品を観覧しようとするもの及び利用者

は、歴史資料館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める基準額に100分の50を乗じて得た額から当該基準額に100分の150を乗じて得た額までの範囲内において、市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 (略)

(利用料金の還付)

第11条 (略)

(利用料金の減免)

第12条 (略)

(指定管理者の指定の取消し等)

第13条 市長は、登米市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年登米市条例第10号）第9条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（利用料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合で、歴史資料館の管理運営を臨時に行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、別表に定める金額の範囲内において使用料を徴収する。

2 前項の場合においては、第8条、第9条、第10条第1項、第11条及び第12条の規定を準用する。この場合において、第8条及び第9条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第10条の見出し中「利用料金」

(委任)

第19条 (略)

別表 (第6条、第10条、第16条関係)

1 各施設に係る観覧料

区分		観覧料 (1人1回につき)				
		登米懷古館	警察資料館	教育資料館	水沢県庁記念館	伝統芸能伝承館
常設展示 (個人)	一般(学生を含む。)	400円	300円	400円	200円	200円
	高校生	300円	200円	300円	150円	150円
	小・中学生	200円	150円	200円	100円	100円
常設展示 (団体)	一般(学生を含む。)	320円	240円	320円	160円	160円
	高校生	240円	160円	240円	120円	120円
	小・中学生	160円	120円	160円	80円	80円
特別展示	各施設2,000円					

とあるのは「使用料」と、同条第1項中「料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者」とあるのは「使用料を市長」と、第11条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第12条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けた基準」とあるのは「市長は、別に定める基準」と読み替えるものとする。

(委任)

第14条 (略)

別表 (第10条 関係)

1 各施設単独観覧の利用料金の基準額

区分		利用料金の基準額 (1人1回につき)				
		登米懷古館	警察資料館	教育資料館	水沢県庁記念館	伝統芸能伝承館
常設展示 (個人)	一般(学生を含む。)	200円	300円	400円	200円	200円
	高校生	150円	200円	300円	150円	150円
	小・中学生	100円	150円	200円	100円	100円
常設展示 (団体)	一般(学生を含む。)	160円	240円	320円	160円	160円
	高校生	120円	160円	240円	120円	120円
	小・中学生	80円	120円	160円	80円	80円
特別展示	各施設2,000円					

備考 「団体」とは、20人以上で観覧する場合をいい、それぞれの区分に定める基準額による。

2 施設使用料

公の施設 の名称	区分	使用の方法	使用料（1時間当たり）	
			市内の者の 利用	他市町村の者の 利用
伝統 芸能 伝承 館	能舞 台	入場料を徴収しない 場合	600円	左記当該料金の 5割増
		入場料を徴収する場 合	1,500円	
	見所	入場料を徴収しない 場合	400円	

備考 「団体」とは、20人以上で観覧する場合をいい、それぞれの区分に定める基準額による。

2 5施設共通観覧の利用料金の基準額（登米懷古館・警察資料館・教育資料館・水沢県庁記念館・伝統芸能伝承館）

区分		利用料金の基準額（1人1回につき）	
		個人	団体
常設 展示	一般(学生を 含む)	800円	640円
	高校生	600円	480円
	小・中学生	400円	320円
特別 展示	各施設4,000円		

備考 「団体」とは、20人以上で観覧する場合をいい、それぞれの区分に定める基準額による。

3 施設使用の利用料金の基準額

公の施設 の名称	区分	使用の方法	利用料金の基準額（1時間当）	
			市内の者の 利用	他市町村の者の 利用
伝統 芸能 伝承 館	能舞 台	入場料を徴収しない 場合	600円	左記当該料金の 5割増
		入場料を徴収する場 合	1,500円	
	見所	入場料を徴収しない 場合	400円	

		入場料を徴収する場 合	1, 000円				入場料を徴収する場 合	1, 000円	
--	--	----------------	---------	--	--	--	----------------	---------	--

登米市保育所設置条例 新旧対照表

改 正 案			現 行		
第1条～第7条（略） 別表（第2条関係）			第1条～第7条（略） 別表（第2条関係）		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
登米市迫新田保育所	登米市迫町新田字狼ノ欠28番地5	30人	<u>登米市迫中江保育所</u>	<u>登米市迫町佐沼字中江一丁目4番地2</u>	<u>90人</u>
登米市中田保育所	登米市中田町上沼字大柳116番地	90人	登米市迫新田保育所	登米市迫町新田字狼ノ欠28番地5	30人
登米市豊里保育園	登米市豊里町小口前98番地	120人	登米市中田保育所	登米市中田町上沼字大柳116番地	90人
登米市よねやま保育園	登米市米山町西野字古館廻56番地3	90人	登米市豊里保育園	登米市豊里町小口前98番地	120人
登米市石越保育所	登米市石越町南郷字高森275番地4	60人	登米市よねやま保育園	登米市米山町西野字古館廻56番地3	90人
			登米市石越保育所	登米市石越町南郷字高森275番地4	60人

登米市児童厚生施設条例 新旧対照表

改 正 案	現 行																																																																
第1条 (略) (名称及び位置) 第2条 児童厚生施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 児童遊園 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>迫梅ヶ沢児童遊園</td><td>登米市迫町新田字下板橋2番地18</td></tr> <tr> <td>迫谷地児童遊園</td><td>登米市迫町北方字新谷地113番地</td></tr> <tr> <td>迫緑ヶ丘児童遊園</td><td>登米市迫町北方字富永110番地5</td></tr> <tr> <td>迫八幡児童遊園</td><td>登米市迫町佐沼字鉄砲丁31番地3</td></tr> <tr> <td>迫山ノ神児童遊園</td><td>登米市迫町新田字山ノ神190番地</td></tr> <tr> <td>迫なかよし児童遊園</td><td>登米市迫町森字西表195番地</td></tr> <tr> <td>迫立戸児童遊園</td><td>登米市迫町新田字北立戸128番地210</td></tr> <tr> <td>迫南佐沼児童遊園</td><td>登米市迫町佐沼字南佐沼二丁目3番地5</td></tr> <tr> <td>迫天神児童遊園</td><td>登米市迫町佐沼字下田中47番地</td></tr> <tr> <td>迫吐出児童遊園</td><td>登米市迫町森字吐出390番地2</td></tr> <tr> <td>東和ほまれ児童遊園</td><td>登米市東和町米谷字秬荷75番地</td></tr> <tr> <td>豊里加々巻児童遊園</td><td>登米市豊里町新加々巻29番地2</td></tr> <tr> <td>米山中津山児童遊園</td><td>登米市米山町中津山字羽場88番地</td></tr> <tr> <td>米山羽黒児童遊園</td><td>登米市米山町字桜岡新楠田46番地</td></tr> <tr> <td>石越高森児童遊園</td><td>登米市石越町南郷字高森275番地3</td></tr> </table>	名称	位置	迫梅ヶ沢児童遊園	登米市迫町新田字下板橋2番地18	迫谷地児童遊園	登米市迫町北方字新谷地113番地	迫緑ヶ丘児童遊園	登米市迫町北方字富永110番地5	迫八幡児童遊園	登米市迫町佐沼字鉄砲丁31番地3	迫山ノ神児童遊園	登米市迫町新田字山ノ神190番地	迫なかよし児童遊園	登米市迫町森字西表195番地	迫立戸児童遊園	登米市迫町新田字北立戸128番地210	迫南佐沼児童遊園	登米市迫町佐沼字南佐沼二丁目3番地5	迫天神児童遊園	登米市迫町佐沼字下田中47番地	迫吐出児童遊園	登米市迫町森字吐出390番地2	東和ほまれ児童遊園	登米市東和町米谷字秬荷75番地	豊里加々巻児童遊園	登米市豊里町新加々巻29番地2	米山中津山児童遊園	登米市米山町中津山字羽場88番地	米山羽黒児童遊園	登米市米山町字桜岡新楠田46番地	石越高森児童遊園	登米市石越町南郷字高森275番地3	第1条 (略) (名称及び位置) 第2条 児童厚生施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 児童遊園 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>迫梅ヶ沢児童遊園</td><td>登米市迫町新田字下板橋2番地18</td></tr> <tr> <td>迫谷地児童遊園</td><td>登米市迫町北方字新谷地113番地</td></tr> <tr> <td>迫緑ヶ丘児童遊園</td><td>登米市迫町北方字富永110番地5</td></tr> <tr> <td>迫八幡児童遊園</td><td>登米市迫町佐沼字鉄砲丁31番地3</td></tr> <tr> <td>迫山ノ神児童遊園</td><td>登米市迫町新田字山ノ神190番地</td></tr> <tr> <td>迫なかよし児童遊園</td><td>登米市迫町森字西表195番地</td></tr> <tr> <td>迫立戸児童遊園</td><td>登米市迫町新田字北立戸128番地210</td></tr> <tr> <td>迫南佐沼児童遊園</td><td>登米市迫町佐沼字南佐沼二丁目3番地5</td></tr> <tr> <td>迫天神児童遊園</td><td>登米市迫町佐沼字下田中47番地</td></tr> <tr> <td>迫吐出児童遊園</td><td>登米市迫町森字吐出390番地2</td></tr> <tr> <td><u>登米金沢山児童遊園</u></td><td><u>登米市登米町寺池金沢山46番地</u></td></tr> <tr> <td>東和ほまれ児童遊園</td><td>登米市東和町米谷字秬荷75番地</td></tr> <tr> <td><u>豊里白鳥児童遊園</u></td><td><u>登米市豊里町白鳥前19番地1</u></td></tr> <tr> <td>豊里加々巻児童遊園</td><td>登米市豊里町新加々巻29番地2</td></tr> <tr> <td>米山中津山児童遊園</td><td>登米市米山町中津山字羽場88番地</td></tr> </table>	名称	位置	迫梅ヶ沢児童遊園	登米市迫町新田字下板橋2番地18	迫谷地児童遊園	登米市迫町北方字新谷地113番地	迫緑ヶ丘児童遊園	登米市迫町北方字富永110番地5	迫八幡児童遊園	登米市迫町佐沼字鉄砲丁31番地3	迫山ノ神児童遊園	登米市迫町新田字山ノ神190番地	迫なかよし児童遊園	登米市迫町森字西表195番地	迫立戸児童遊園	登米市迫町新田字北立戸128番地210	迫南佐沼児童遊園	登米市迫町佐沼字南佐沼二丁目3番地5	迫天神児童遊園	登米市迫町佐沼字下田中47番地	迫吐出児童遊園	登米市迫町森字吐出390番地2	<u>登米金沢山児童遊園</u>	<u>登米市登米町寺池金沢山46番地</u>	東和ほまれ児童遊園	登米市東和町米谷字秬荷75番地	<u>豊里白鳥児童遊園</u>	<u>登米市豊里町白鳥前19番地1</u>	豊里加々巻児童遊園	登米市豊里町新加々巻29番地2	米山中津山児童遊園	登米市米山町中津山字羽場88番地
名称	位置																																																																
迫梅ヶ沢児童遊園	登米市迫町新田字下板橋2番地18																																																																
迫谷地児童遊園	登米市迫町北方字新谷地113番地																																																																
迫緑ヶ丘児童遊園	登米市迫町北方字富永110番地5																																																																
迫八幡児童遊園	登米市迫町佐沼字鉄砲丁31番地3																																																																
迫山ノ神児童遊園	登米市迫町新田字山ノ神190番地																																																																
迫なかよし児童遊園	登米市迫町森字西表195番地																																																																
迫立戸児童遊園	登米市迫町新田字北立戸128番地210																																																																
迫南佐沼児童遊園	登米市迫町佐沼字南佐沼二丁目3番地5																																																																
迫天神児童遊園	登米市迫町佐沼字下田中47番地																																																																
迫吐出児童遊園	登米市迫町森字吐出390番地2																																																																
東和ほまれ児童遊園	登米市東和町米谷字秬荷75番地																																																																
豊里加々巻児童遊園	登米市豊里町新加々巻29番地2																																																																
米山中津山児童遊園	登米市米山町中津山字羽場88番地																																																																
米山羽黒児童遊園	登米市米山町字桜岡新楠田46番地																																																																
石越高森児童遊園	登米市石越町南郷字高森275番地3																																																																
名称	位置																																																																
迫梅ヶ沢児童遊園	登米市迫町新田字下板橋2番地18																																																																
迫谷地児童遊園	登米市迫町北方字新谷地113番地																																																																
迫緑ヶ丘児童遊園	登米市迫町北方字富永110番地5																																																																
迫八幡児童遊園	登米市迫町佐沼字鉄砲丁31番地3																																																																
迫山ノ神児童遊園	登米市迫町新田字山ノ神190番地																																																																
迫なかよし児童遊園	登米市迫町森字西表195番地																																																																
迫立戸児童遊園	登米市迫町新田字北立戸128番地210																																																																
迫南佐沼児童遊園	登米市迫町佐沼字南佐沼二丁目3番地5																																																																
迫天神児童遊園	登米市迫町佐沼字下田中47番地																																																																
迫吐出児童遊園	登米市迫町森字吐出390番地2																																																																
<u>登米金沢山児童遊園</u>	<u>登米市登米町寺池金沢山46番地</u>																																																																
東和ほまれ児童遊園	登米市東和町米谷字秬荷75番地																																																																
<u>豊里白鳥児童遊園</u>	<u>登米市豊里町白鳥前19番地1</u>																																																																
豊里加々巻児童遊園	登米市豊里町新加々巻29番地2																																																																
米山中津山児童遊園	登米市米山町中津山字羽場88番地																																																																

第3条 (略)	南方東郷児童遊園	登米市南方町堂地220番地 1	第3条 (略)	米山羽黒児童遊園	登米市米山町字桜岡新楠田46番地
	南方沼崎児童遊園	登米市南方町沼崎前11番地		石越高森児童遊園	登米市石越町南郷字高森275番地 3
				南方東郷児童遊園	登米市南方町堂地220番地 1
				南方沼崎児童遊園	登米市南方町沼崎前11番地

登米市下水道条例 新旧対照表

改 正 案			現 行		
第1条～第17条 (略) (使用料)			第1条～第17条 (略) (使用料)		
第18条 市は、公共下水道の使用について、使用者から一使用月に次の表に定める基本使用料と超過使用料を徴収する。			第18条 市は、公共下水道の使用について、使用者から一使用月に次の表に定める基本使用料と超過使用料を徴収する。		
区分	排出汚水量	金額	区分	排出汚水量	金額
基本使用料	10立方メートルまで	<u>1,571円</u>	基本使用料	10立方メートルまで	<u>1,543円</u>
超過使用料	10立方メートルを超え20立方メートルまで	1立方メートルにつき <u>157円</u>	超過使用料	10立方メートルを超え20立方メートルまで	1立方メートルにつき <u>154円</u>
	20立方メートルを超え50立方メートルまで	1立方メートルにつき <u>168円</u>		20立方メートルを超え50立方メートルまで	1立方メートルにつき <u>165円</u>
	50立方メートルを超え200立方メートルまで	1立方メートルにつき <u>173円</u>		50立方メートルを超え200立方メートルまで	1立方メートルにつき <u>170円</u>
	200立方メートルを超えるもの	1立方メートルにつき <u>178円</u>		200立方メートルを超えるもの	1立方メートルにつき <u>175円</u>
第19条～第34条 (略)			第19条～第34条 (略)		

登米市農業集落排水事業条例 新旧対照表

改 正 案	現 行																														
第 1 条～第14条 （略） （使用料） 第15条 （略） 2 使用料の額は、1 使用月につき、次の表に定める基本使用料と超過使用料の合計総額（税込）とする。	第 1 条～第14条 （略） （使用料） 第15条 （略） 2 使用料の額は、1 使用月につき、次の表に定める基本使用料と超過使用料の合計総額（税込）とする。																														
<table><tr><th>区分</th><th>排出汚水量</th><th>金額</th></tr><tr><td>基本使用料</td><td>10立方メートルまで</td><td><u>1,571円</u></td></tr><tr><td rowspan="4">超過使用料</td><td>10立方メートルを超え20立方メートルまで</td><td>1 立方メートルにつき <u>157円</u></td></tr><tr><td>20立方メートルを超え50立方メートルまで</td><td>1 立方メートルにつき <u>168円</u></td></tr><tr><td>50立方メートルを超え200立方メートルまで</td><td>1 立方メートルにつき <u>173円</u></td></tr><tr><td>200立方メートルを超えるもの</td><td>1 立方メートルにつき <u>178円</u></td></tr></table>	区分	排出汚水量	金額	基本使用料	10立方メートルまで	<u>1,571円</u>	超過使用料	10立方メートルを超え20立方メートルまで	1 立方メートルにつき <u>157円</u>	20立方メートルを超え50立方メートルまで	1 立方メートルにつき <u>168円</u>	50立方メートルを超え200立方メートルまで	1 立方メートルにつき <u>173円</u>	200立方メートルを超えるもの	1 立方メートルにつき <u>178円</u>	<table><tr><th>区分</th><th>排出汚水量</th><th>金額</th></tr><tr><td>基本使用料</td><td>10立方メートルまで</td><td><u>1,543円</u></td></tr><tr><td rowspan="4">超過使用料</td><td>10立方メートルを超え20立方メートルまで</td><td>1 立方メートルにつき <u>154円</u></td></tr><tr><td>20立方メートルを超え50立方メートルまで</td><td>1 立方メートルにつき <u>165円</u></td></tr><tr><td>50立方メートルを超え200立方メートルまで</td><td>1 立方メートルにつき <u>170円</u></td></tr><tr><td>200立方メートルを超えるもの</td><td>1 立方メートルにつき <u>175円</u></td></tr></table>	区分	排出汚水量	金額	基本使用料	10立方メートルまで	<u>1,543円</u>	超過使用料	10立方メートルを超え20立方メートルまで	1 立方メートルにつき <u>154円</u>	20立方メートルを超え50立方メートルまで	1 立方メートルにつき <u>165円</u>	50立方メートルを超え200立方メートルまで	1 立方メートルにつき <u>170円</u>	200立方メートルを超えるもの	1 立方メートルにつき <u>175円</u>
区分	排出汚水量	金額																													
基本使用料	10立方メートルまで	<u>1,571円</u>																													
超過使用料	10立方メートルを超え20立方メートルまで	1 立方メートルにつき <u>157円</u>																													
	20立方メートルを超え50立方メートルまで	1 立方メートルにつき <u>168円</u>																													
	50立方メートルを超え200立方メートルまで	1 立方メートルにつき <u>173円</u>																													
	200立方メートルを超えるもの	1 立方メートルにつき <u>178円</u>																													
区分	排出汚水量	金額																													
基本使用料	10立方メートルまで	<u>1,543円</u>																													
超過使用料	10立方メートルを超え20立方メートルまで	1 立方メートルにつき <u>154円</u>																													
	20立方メートルを超え50立方メートルまで	1 立方メートルにつき <u>165円</u>																													
	50立方メートルを超え200立方メートルまで	1 立方メートルにつき <u>170円</u>																													
	200立方メートルを超えるもの	1 立方メートルにつき <u>175円</u>																													
3 （略） 第16条～第30条 （略）	3 （略） 第16条～第30条 （略）																														

登米市水道事業給水条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条～第43条 (略) (布設工事監督者の資格) 第44条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 学校教育法による短期大学<u>(同法による専門職大学の前期課程を含む。)</u>若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後<u>(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)</u>、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (4)・(5) (略) (6) 第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法に<u>基づく</u>大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を終了した後、第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (7) (略) (8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道_____を選択したものに限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	第1条～第43条 (略) (布設工事監督者の資格) 第44条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 学校教育法による短期大学_____若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後_____、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (4)・(5) (略) (6) 第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法に<u>よる</u>大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を終了した後、第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (7) (略) (8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道<u>又は水道環境</u>を選択したものに限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(水道技術管理者の資格)

第45条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) (略)

(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した(当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)後、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5)・(6) (略)

第46条 (略)

(水道技術管理者の資格)

第45条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後_____
_____, 同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者_____
_____については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) (略)

(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した_____
_____後、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者_____
_____については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5)・(6) (略)

第46条 (略)

別表第1（第23条関係）

口径及びブロック別		基本料金 (円/月)	従量料金		
			水量区分 (m ³)		水量単価 (円/m ³)
小口径	φ 13mm	<u>1,320</u>	A	1～10	<u>147</u>
	φ 20mm		B	11～50	<u>257</u>
			C	51以上	<u>267</u>
中口径	φ 25mm	<u>24,200</u>	A	1～100	<u>162</u>
	φ 30mm	<u>33,000</u>	B	101～400	<u>178</u>
	φ 40mm	<u>38,500</u>	C	401以上	<u>199</u>
大口径	φ 50mm	<u>110,000</u>	A	1～500	<u>162</u>
	φ 75mm	<u>176,000</u>	B	501～2,000	<u>189</u>
			C	2,001以上	<u>210</u>

備考

- 1 料金には、消費税等（消費税及び地方消費税）を含んでいること。
- 2 従量料金は、区画式従量料金制（ブロック・メータ・レート）であること。

別表第2（略）

別表第3（第30条関係）

給水管の口径	金額
13mm	<u>66,000円</u>
20mm	<u>66,000円</u>
25mm	<u>110,000円</u>

別表第1（第23条関係）

口径及びブロック別		基本料金 (円/月)	従量料金		
			水量区分 (m ³)		水量単価 (円/m ³)
小口径	φ 13mm	<u>1,296</u>	A	1～10	<u>144</u>
	φ 20mm		B	11～50	<u>252</u>
			C	51以上	<u>262</u>
中口径	φ 25mm	<u>23,760</u>	A	1～100	<u>159</u>
	φ 30mm	<u>32,400</u>	B	101～400	<u>175</u>
	φ 40mm	<u>37,800</u>	C	401以上	<u>195</u>
大口径	φ 50mm	<u>108,000</u>	A	1～500	<u>159</u>
	φ 75mm	<u>172,800</u>	B	501～2,000	<u>185</u>
			C	2,001以上	<u>206</u>

備考

- 1 料金には、消費税等（消費税及び地方消費税）を含んでいること。
- 2 従量料金は、区画式従量料金制（ブロック・メータ・レート）であること。

別表第2（略）

別表第3（第30条関係）

給水管の口径	金額
13mm	<u>64,800円</u>
20mm	<u>64,800円</u>
25mm	<u>108,000円</u>

30mm	<u>176,000円</u>	30mm	<u>172,800円</u>
40mm	<u>319,000円</u>	40mm	<u>313,200円</u>
50mm	<u>517,000円</u>	50mm	<u>507,600円</u>
75mm	<u>1,232,000円</u>	75mm	<u>1,209,600円</u>
100mm以上	管理者が別に定める額	100mm以上	管理者が別に定める額
備考 金額には、消費税等（消費税及び地方消費税）を含んでいること。		備考 金額には、消費税等（消費税及び地方消費税）を含んでいること。	

登米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条～第9条 （略） （職員） 第10条 （略） 2 （略） 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 （1）～（4） （略） （5） 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。） （6）～（10） （略） 4・5 （略） 第11条～第22条 （略）	第1条～第9条 （略） （職員） 第10条 （略） 2 （略） 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 （1）～（4） （略） （5） 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者_____ _____ （6）～（10） （略） 4・5 （略） 第11条～第22条 （略）

登米市誕生祝金条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
(目的) 第1条 この条例は、_____子の誕生に対し、誕生祝金（以下「祝金」という。）を支給して祝福することにより、子の健全な発育及び福祉の増進に資することを目的とする。 (受給資格) 第2条 祝金の支給を受けることができる者は、_____子の出生時において現に当該子を監護又は養育する父又は母（当該子の出生の日前3か月以上引き続き市内に住所を有している者に限る。以下「受給資格者」という。）とする。 2 前項の規定にかかわらず、<u>第5条</u>の規定による申請時において受給資格者が死亡し、若しくは行方不明となり、又は刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている等特別の事情があると認められる場合は、現に当該子を監護又は養育している者（市内に住所を有する者に限る。）が祝金の支給を受けることができるものとする。 <u>(祝金の額)</u> 第3条 <u>祝金の額は、出産した者又はその配偶者と法律上の親子関係を有する子について、次の各号に掲げる子の出生順位に応じ、当該各号に定める額とする。</u>	(目的) 第1条 この条例は、<u>第3子以降</u>の子の誕生に対し、誕生祝金（以下「祝金」という。）を支給して祝福することにより、子の健全な発育及び福祉の増進に資することを目的とする。 <u>(定義)</u> 第2条 この条例において、「<u>第3子以降の子</u>」とは、<u>出産した者又はその配偶者と法律上の親子関係を有する子が2人以上いる場合において、第3番目以降に出生した子（出生した日から市内に住所を有する子に限る。）をいう。</u> (受給資格) 第3条 祝金の支給を受けることができる者は、<u>第3子以降</u>の子の出生時において現に当該子を監護又は養育する父又は母（当該子の出生の日前3か月以上引き続き市内に住所を有している者に限る。以下「受給資格者」という。）とする。 2 前項の規定にかかわらず、<u>第6条</u>の規定による申請時において受給資格者が死亡し、若しくは行方不明となり、又は刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている等特別の事情があると認められる場合は、現に当該子を監護又は養育している者（市内に住所を有する者に限る。）が祝金の支給を受けることができるものとする。 <u>(祝金の額)</u> 第4条 <u>祝金の額は、第3子以降の子1人につき10万円とする。</u>

- (1) 第1子の場合 3万円
- (2) 第2子の場合 5万円
- (3) 第3子以降の場合 10万円

2 前項各号に規定する子の出生順位は、規則で定める。

(支給の制限)

第4条 (略)

(支給の申請)

第5条 (略)

(支給の決定等)

第6条 (略)

(台帳の整備)

第7条 (略)

(祝金の返還)

第8条 (略)

(譲渡又は担保の禁止)

第9条 (略)

(委任)

第10条 (略)

(支給の制限)

第5条 (略)

(支給の申請)

第6条 (略)

(支給の決定等)

第7条 (略)

(台帳の整備)

第8条 (略)

(祝金の返還)

第9条 (略)

(譲渡又は担保の禁止)

第10条 (略)

(委任)

第11条 (略)